橋本市自殺対策計画

~気づき 寄り添い つなぐ いのち~

和歌山県 橋本市 2021 (令和3) 年3月

はじめに

我が国の自殺者数は、平成10年以降14年間、毎年3万人を超える深刻な状況で推移していました。国を挙げた総合的な自殺対策の推進により、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が、社会全体で取り組むべき問題として広く認識されるようになりました。しかしながら、依然として年間2万人を超える命が自殺によって失われ、厳しい状況は続いています。

このような状況の中、平成28年4月に改正された自殺対策基本法により、全ての都道府県及び市区町村において、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

和歌山県における年間自殺者数は、平成13年の317人をピークに減少傾向となりましたが、今もなお年間200人前後の方々が自殺により亡くなられています。

本市においても、自殺は「その多くが追い込まれた末の死」であり、「防ぐことのできる社会的な問題」であるという認識の下、「橋本市自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、本市において自殺対策を推進する上で欠かすことのできない5つの基本施策や、実態を踏まえた重点施策及び関連する事業をまとめた「生きること」の支援関連施策を定めています。

今後は本計画に基づき、関係機関や団体との連携を一層強化しながら自殺対策を 包括的な支援として推進し、市民一人ひとりが互いに助け合いながら、生きがいを 持って健康的に自分らしく生きることができるよう「誰も自殺に追い込まれること のない橋本市」を目指してまいります。

2021年(令和3年)3月

橋本市長 平木哲朗

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景	1
2 趣旨	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の数値目標	3
第2章 橋本市における自殺の特徴	4
1 自殺死亡率の推移	4
2 自殺の現状	4
1)男女別自殺者の割合	4
2)男女別自殺者数と自殺死亡率の推移	5
3)男女別•年齡階級別自殺者数	5
4)年齡階級別自殺者割合	6
5)男女別•年齡階級別自殺者数割合	6
6)男女別•年齡階級別自殺死亡率	7
7)男女別・職業別自殺者割合	8
8) 自殺者の有職者内訳	8
9) 自殺の原因・動機	S
10)自殺者の自殺未遂歴の有無	9
11)自殺者等の居住地内訳	1C
12) 自殺の傾向と支援が優先されるべき対象群	1C
3 その他の状況	11
1)地域の就業者の居住地・従業地	11
2)規模別事業所と従業員割合	11
第3章 いのち支える自殺対策における取組	12
1 施策体系	12
2 基本施策	13
1)地域におけるネットワークの強化	13
2) 自殺対策を支える人材の育成	13
3) 市民への啓発と周知	14
4)生きることの促進要因への支援	15
5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育	16

3	重点施策	18
	1) 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	18
	2) 高齢者に関わる自殺対策の推進	18
	3)生活困窮者に関わる自殺対策の推進	20
4	生きる支援の関連施策(一覧)	20
第4章	自殺対策の推進体制等	27
1	自殺対策の推進体制	27
2	相談体制	27
3	それぞれの役割について	27
4	計画の進捗状況の確認	28
第5章	資料	29
自新	g対策基本法 ····································	29
和哥	次山県自殺に関する相談窓口	34
その	D他の主な悩み別相談窓口一覧	35

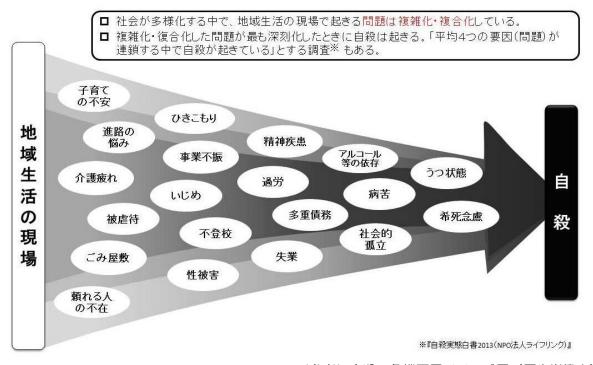
【注意】第2章 橋本市における自殺の特長の各種資料のデータについては、最新の厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(2019年)」を基に作成していますが、複雑な集計方法等を用いた資料により作成したものについては、本計画策定時点で提供されている最新資料を基にしているため、必ずしも比較年及び期間が一致するものではありません。

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護 疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

社会が多様化する中で起こる問題は、複雑化、複合化しています。様々な悩みが 原因で心理的に追い詰められ、社会とのつながりの減少や役割の喪失感、あるいは 過剰な負担感から、自殺以外の選択肢が考えられなくなり、危機的な状態に追い込 まれてしまう過程ともいえます。自殺は、個人の意思や選択の結果ではなく、「そ の多くが追い込まれた末の死」であり、「誰にでも起こり得る危機」なのです。日 本の自殺者数は、1998年(平成10年)に急増し3万人を超え、その後も高い水 準で推移してきました。それに対応するために、国は2006年(平成18年)に 「自殺対策基本法」を制定しました。その後、対策の指針として、2007年(平成 19年)に「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。それまで「個人的な問 題」とされてきた自殺が、「社会的な問題」として捉えられるようになり、社会全 体で自殺対策が推進された結果、自殺者数の年次推移は、2010年(平成22年) から減少傾向にあります。しかし、自殺者数は依然2万人を超えています。そのよ うな状況の中で、「自殺対策基本法」の改正や「自殺総合対策大綱」の見直しがな され、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、生きることの 包括的な支援を行っていくため、都道府県及び市町村は「自殺対策計画」を定める ことになりました。



<参考>自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省)

2 趣旨

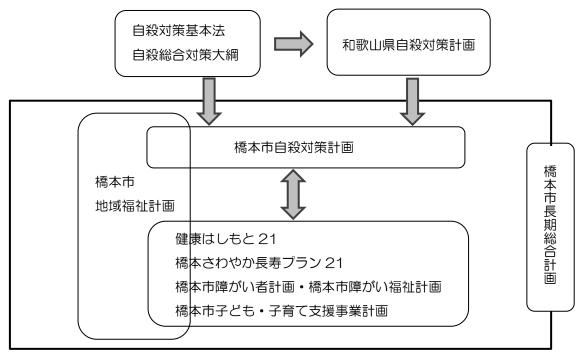
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題です。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させようとするもので、生きるための支援であり、地域づくり、社会づくりでもあります。橋本市としても庁内はもとより、関係機関、関係団体や市民とともに総合的、包括的な取組を推進していくために「橋本市自殺対策計画 ~気づき 寄り添い つなぐ いのち~」を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、2016年(平成28年)に改正された「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱〜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して〜」に基づき、橋本市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

また、本市における各分野の関連計画とも連携し、計画の推進と整合性を図ります。



4 計画の期間

橋本市自殺対策計画の計画期間は2021年度を初年度とし、2021年度から 2026年度までを目標年度とする6年間とします。

第4次橋本市地域福祉計画(5年計画)を策定する2025年度から2026年度と合わせて第2期橋本市自殺対策計画を策定し、その後は橋本市地域福祉計画の計画期間と合わせて5年計画とする方向で検討します。

ただし、国の自殺防止対策の方向性に大きな転換が図られる場合、その他、市として必要と判断する場合には、目標年度前に一部の見直しを行う可能性があります。

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
橋本市自殺												
				第1	期					第2期		
対策計画												
橋本市地域							1					
	第2	次		Э	第3次		\longrightarrow			第4次		
福祉計画												

5 計画の数値目標

「自殺対策基本法」で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためには、対策を通じて目指す具体的な数値目標を定めるとともに、各々の取組がどのような効果を上げたかという成果についても検証と評価を行い、必要に応じて内容の見直しを図っていくことが求められます。

「自殺総合対策大綱」では、2026年までに、2015年(平成27年)と比べて 自殺死亡率※を30%以上減少させることを目標としています。

和歌山県の「和歌山県自殺対策計画」では、2026年までの10年間で自殺者数を2017年(平成29年)と比べて30%以上減少させることを目指しています。

橋本市では、最終目標として「自殺者ゼロ」を目指しますが、本計画の計画期間中における当面の目標としては、国や県の目標を勘案し、2026年までに自殺死亡率12.2以下(基準値の30%以上減少)を目指します。(住居地データ)

	基準値	目標値
	2015年~2019年の平均値	2026年
自殺死亡率※	17. 46	12.2 以下
自殺者数※	11. 2人	7.38人 以下

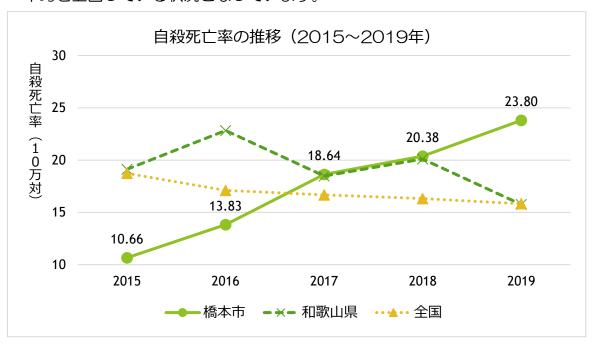
※自殺死亡率:自殺者数を市区町村の人口を10 万人として換算した場合の数値

※2026年の自殺者数は、2027年橋本市の目標人口60,000人から推計。目標値は人口により異なる。

第2章 橋本市における自殺の特徴

1 自殺死亡率の推移

橋本市の自殺死亡率は、直近の10年間では2010年(平成22年)に17人と 最も多く、全国平均を上回っていましたが、以降減少傾向には有るものの、年に よっては増減があり、2017年(平成29年)以降3年連続で自殺死亡率は全国 平均を上回っている状況となっています。

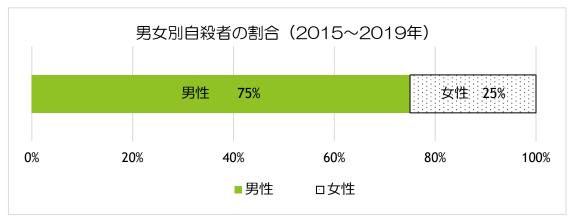


〈厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市〉

2 自殺の現状

1) 男女別自殺者の割合

2015年(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市における自殺者は男性の方が多く、75%を占めています。



<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

2) 男女別自殺者数と自殺死亡率の推移

2015年(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市における自殺者数は2019年(令和元年)の15人が最も多く、2015年(平成27年)は直近10年間で一番少なく7人、2016年(平成28年)以降は増加しています。

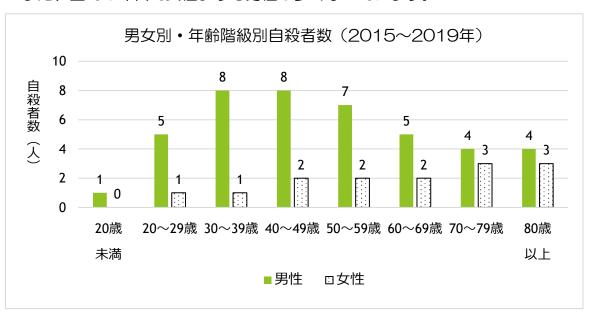


<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

3) 男女別 • 年齢階級別自殺者数

2015年(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市における年齢階級別自殺者数をみると、最も多いのは30歳代男性と40歳代男性で、次いで50歳代男性の順になっています。(内訳:男性42人、女性14人)

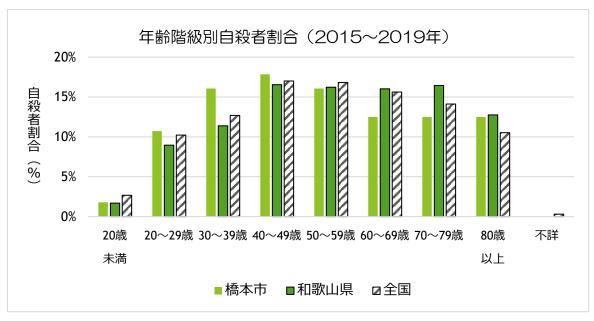
また、全ての年代で女性よりも男性が多くなっています。



<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

4)年齢階級別自殺者割合

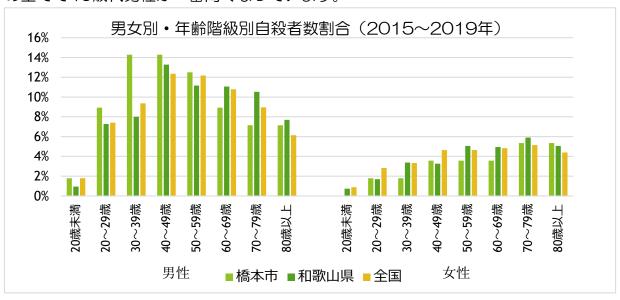
2015 (平成27年) から2019年 (令和元年) までの、橋本市における自殺者の年齢階級別割合は、40歳代が最も高く、次に30歳代、50歳代が高く、和歌山県、全国と比べても30歳代、40歳代が高くなっています。また、市・県・全国の全てで40歳代が一番高くなっています。



〈厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市〉

5) 男女別 • 年齢階級別自殺者数割合

2015(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市における自殺者の男女別・年齢階級別自殺者割合は、30歳代男性、40歳代男性が最も高く、特に30歳代男性は和歌山県や全国と比べても高くなっています。また、市・県・全国の全てで40歳代男性が一番高くなっています。



<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

6) 男女別 • 年齢階級別自殺死亡率

2012年(平成24年)から2016年(平成28年)までの、橋本市における男女別・年齢階級別の自殺死亡率をみると、80歳以上女性、70歳代女性、80歳以上男性が高く、和歌山県や全国に比べ特に高齢女性の自殺率が高くなっています。

橋本市の年度別自殺者数・自殺死亡率(2012~2016年)

	2012	2013	2014	2015	2016	合計	平均
自殺統計 自殺者数(自殺日·住居地)	13	15	8	7	9	52	10.4
自殺統計 自殺死亡率 (自殺日・住居地)	19.4	22.5	12.1	10.7	13.8	_	15.7

<自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」から作成>

※自殺死亡率(自殺率):人口10万人あたりの年間自殺者数

男女別・年齢階級別自殺死亡率比較(2012~2016年平均) 【(上)橋本市と全国・(下)和歌山県と全国】

性・年代別の自殺率(10万対)



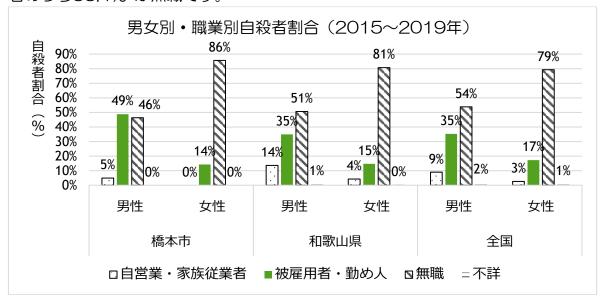
性・年代別の自殺率(10万対)



<地域自殺実態プロファイル 2017 より>

7) 男女別 • 職業別自殺者割合

2015年(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市における自殺 者を職業別にみると、男性の被雇用者・勤め人が和歌山県や全国と比べて高くなっ ています。また、女性の無職者の割合が高くなっており、男女を合わせると、自殺 者のうち55.4% が無職です。



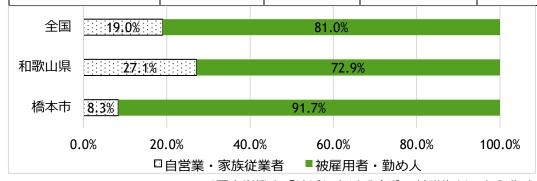
<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

8) 自殺者の有職者内訳

2015年(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市における自殺 者の有職者の内訳は、自営業・家族従業者が2人、被雇用者・勤め人が22人と、 ほとんどが被雇用者・勤め人となっており、和歌山県や全国より被雇用者・勤め人 の割合が多くなっています。

自殺者の有職者内訳(2015~2019年) 橋本市 職業 和歌山県割合 自殺者数 割合

全国割合 自営業・家族従業者 2人 8.3% 27.1% 19.0% 22人 72.9% 被雇用者・勤め人 91.7% 81.0% 24人 100% 100% 100% 合計

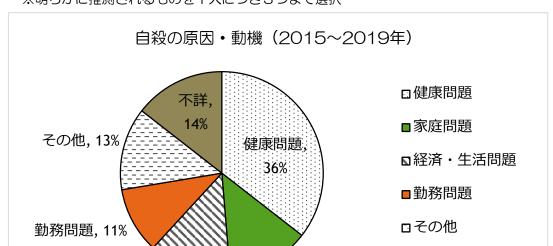


<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

9) 自殺の原因・動機

2015年(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市における自殺の原因・動機※で最も多いのは健康問題であり、次に家庭問題、経済・生活問題が同順となっています。

自殺の背景にある問題の多くは日常的なことですが、問題が複雑化・複合化し、これらの要因が連鎖し、問題が最も深刻化したときに自殺は起きると言われています。



※明らかに推測されるものを1人につき3つまで選択

経済・生活…

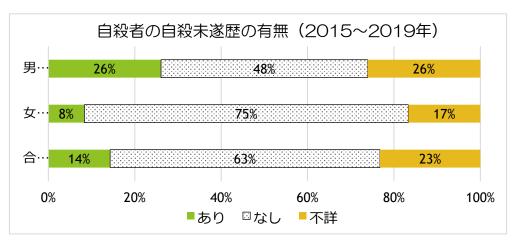
<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

■不詳

10) 自殺者の自殺未遂歴の有無

2015年(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市における自殺者のうち未遂歴のある人の割合は男性の方が多く、男女の合計では14%でした。

家庭問題,13%



<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

11) 自殺者等の居住地内訳

2015年(平成27年)から2019年(令和元年)までの、橋本市に居住する人の自殺の状況(居住地)と、橋本市内で発見された人の自殺の状況(発見地)を比較すると後者が3人多く、自殺者で市外居住者は3人となっています。

自殺者等の居住地内訳(2015~2019年)

自殺年	2015	2016	2017	2018	2019	合計
居住地	7人	9人	12人	13人	15人	56
発見地	8人	8人	14人	12人	17人	59

<厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から作成 橋本市>

12) 自殺の傾向と支援が優先されるべき対象群

2012年(平成24年)から2016年(平成28年)までの、橋本市における自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」から、自殺者の多い上位5区分が橋本市の特徴として抽出されました。橋本市では、これら上位5区分を支援が優先されるべき対象群として、支援を進めていきます。

和歌山県橋本市の自殺者数は2012~2016年合計52人(男性29人、女性23人) (自殺統計(自殺日・住居地))

橋本市の主な自殺の特徴(2012~2016年合計 自殺地・居住地より)

上位5区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率※ (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※
1位:女性 60 歳以上無職同居	14	26.9%	31,8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位:男性 60 歳以上無職同居	12	23.1%	44.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩 み(疲れ)+身体疾患→自殺
3 位:女性 40~59 歳無職同居	4	7.7%	16.9	近隣関係の悩み+家族間の不和→ うつ病→自殺
4 位:男性 40~59 歳有職同居	4	7.7%	12.1	配置転換→過労→職場の人間関係 の悩み+仕事の失敗→うつ状態→ 自殺
5 位:男性 20~39 歳有職同居	3	5.8%	13,8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ 状態→自殺

<自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」から作成>

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

- ※自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。
- ※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

3 その他の状況

1) 地域の就業者の居住地・従業地

橋本市民の就業者29,434人のうち13,249人(45%)が他市町村で従業しています。また、橋本市内従業者20,677人のうち4,741人(22.9%)が他市町村に居住しています。

		- 3,0 H	1270		
従業地 居住地	橋本市	他市町村	不明•不詳	合計	
橋本市	15,936人	13,249人	249人	29,434人	
他市町村	4,741人	_		_	
合計	20,677人	_	_	_	

地域の就業者の居住地・就業地

<総務省 2017国勢調査から>

※地域によっては労働力状態不詳の割合が高く、実際の従業者数を反映していないことがある。

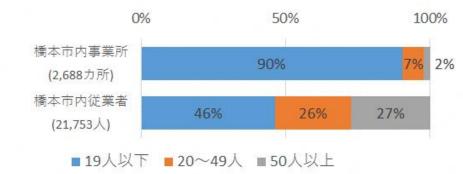
2) 規模別事業所と従業員割合

橋本市内の事業所のうち、従業員が19人以下の小規模事業所は90%となっています。また、市内の従業員のうち46%の人が従業員19人以下の小規模事業所に勤務しています。

労働者50人未満の小規模事業所では、メンタルヘルス対策を担当する部署や担当者の不在、メンタルヘルス対策や事業を行っていない事業所も多くあります。

また、大規模事業所に比べ、メンタルヘルス対策が遅れがちであることが指摘されています。自殺対策推進の上でも、関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれています。

橋本市の規模別事業所と従業員割合



	総数	1~4 人	5~9人	10~ 19人	20~ 29人	30~ 49人	50~ 99人	100 人 以上	出向・派 造従業者 のみ
事業所数	2,688	1,698	458	274	121	77	39	17	4
従業者数	21,753	3,473	2,962	3,652	2,888	2,846	2,611	3,321	_

<総務省 2014 年経済センサス基礎調査から>

第3章 いのち支える自殺対策における取組

1 施策体系

橋本市の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り 組むこととされている「基本施策」と、橋本市の自殺の実態を詳細に分析した「地 域自殺実態プロファイル」によって優先的な課題となりうる「重点施策」、自殺対 策に関連する事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。

自殺総合対策大綱

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」 基本理念

- 基本方針 1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
 - 4. 実践と啓発を両輪として推進する
 - 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明 確化し、その連携・協働を推進する



橋本市自殺対策計画

基本施策

- 1. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 自殺対策を支える人材の育成
- 3. 市民への啓発と周知
- 4. 生きることの促進要因への支援
- 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する 教育

重点施策

- 1. 勤務・経営問題に関わる自殺対策の 推進
- 2. 高齢者に関わる自殺対策の推進
- 3. 生活困窮者に関わる自殺対策の推 進

生きる支援の関連施策

2 基本施策

「基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組のことです。橋本市では、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つを挙げています。これらの施策をそれぞれ強化するとともに、連動させて総合的に推進することで自殺対策の基盤強化を図ります。

1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組のひとつが、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携強化にも取り組んでいきます。

取組	内容	担当課等
庁内における連携・	相談先リストを作成し、全庁的な活用に向けて周知を	福祉課
ネットワークの強化	図る。	
地域における連携・	高齢者や養護者に対する支援や見守りのために関係機	いきいき健康課
ネットワークの強化	関・団体等との情報交換を実施し、安全安心な地域づ	福祉課
	くりに向けて連携強化を図る。	
特定の問題に関する	自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強	福祉課
連携・ネットワーク	化し、生きることの困難さや課題を抱えた市民に対し	いきいき健康課
の強化	て連携して支援を行うための基盤を整備する。	ほか

2) 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいてこそ機能するものであり、 自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で基礎となる取組です。様々な 悩みや生活上の困難を抱える人への早期の「気づき」は重要であり、「気づき」の ための人材育成の方策を充実させる必要があります。

橋本市では、自殺対策を推進するために、職員等を対象にした研修等を開催し、 地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

取組	内容	担当課等
さまざまな職種を対	市職員等に対してゲートキーパー養成講座を開催し、	福祉課
象とする研修	窓口での各種相談対応及び税金、保険料等の徴収業務	
	を捉えて、自殺のリスクを抱えた市民に気づき、確実	
	に支援へとつなぐ役割を担える人材を育成する。	

※ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る人のことです。

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、「どのように解決したらよいのかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えた人々に気づき適切に関わることです。

【ゲートキーパーの役割】

気づき:家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾 聴:本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ: 早めに専門家に相談するように促す

見守り:温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った時には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

悩みを抱えた市民を適切な支援へつなげるためには、地域のネットワークや相談体制を整えるだけでなく、市民に相談機関や窓口の存在を広く知らせるとともに、 周囲に助けを求める力を高める必要があります。

また、国や県が定める9月の自殺予防月間及び3月の自殺対策強化月間を中心に 広報誌等を活用し、啓発及び相談先情報の周知を図ります。

取組	内容	担当課等
広報誌・リーフレッ	【相談先情報を掲載したリーフレット等の配布】	福祉課
ト等による啓発	納税や保険料の支払い、介護や子育て、葬祭費等の各種	相談窓口担当課
	手続や相談のために窓口を訪れた市民、各種講座や講演	
	会、市のイベントなどの機会を活かし、相談先等に関す	
	る周知を図る。	
	【自殺対策強化月間等の実施】	秘書広報課
	9月の自殺予防月間及び3月の自殺対策強化月間に、市	福祉課
	ホームページや広報誌、LINE, Facebook等により	
	周知する。	

		1
広報誌・リーフレッ	【地域ケア研修会等を活用した情報提供】	いきいき健康課
ト等による啓発	地域における相談先の情報を周知するため、社会福祉協	福祉課
	議会や地域自立支援協議会、認知症支援ネットワークの	ほか
	構成員等、様々な分野の支援者にリーフレット等を配布	
	するとともに、市民への情報周知を行う担い手となって	
	もらう。	
イベント等での啓発	市のイベント機会を活用し、自殺問題に対する理解の促	福祉課
	進と啓発を図る。	ほか
広報誌・各種メディ	【広報誌・ホームページの活用】	福祉課
ア媒体を活用した啓	 市の広報誌・ホームページで自殺対策関連の記事や各種	秘書広報課
発活動	 相談窓口の情報等を掲載し、市民に対する施策の周知と	ほか
	自殺問題への理解促進を図る。	
	【SNS等を通じた情報発信】	福祉課
	 市のLINE等を活用し、自殺対策に関する情報や正し	秘書広報課
	 い知識の普及に努める。	ほか
各種団体等の協力に	【地域への情報発信】	福祉課
よる啓発・周知活動	 民生委員や母子保健推進員の定例会等で、自殺予防関連	子育て世代包括
	 事業や相談窓口など自殺対策に関する各種情報を提供	支援センター
	し、市民への周知を図る。	ほか
市民公開講座	睡眠不足は、子どもの心身の成長、うつ病、生活習慣	いきいき健康課
(睡眠に関する講演	病、高齢者の生活の質に大きな影響を与えることが分か	
会)	っている。住民が睡眠について考え、理解を深める機会	
	として講演や講座を実施する。	
イベント等の開催に	各種講演会や市民公開講座などを通じて、自殺予防関連	福祉課
よる啓発と周知	事業の案内を行い、自殺対策に対する理解の促進を図	いきいき健康課
	వ 。	ほか
L	ı	1

4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時です。「生きることの阻害要因」を減らすための取組だけではなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組を併せて行うことによって、自殺のリスクを低減させる必要があります。橋本市では、様々な分野において「生きることの促進要因」を増やす支援を推進していきます。

取組	内容	担当課等
居場所づくり	【地域ふれあいサロン・運動教室・カフェ事業】	いきいき健康課
	地域の高齢者等の助け合いを目的としたボランティア	
	グループおよび地域住民が主体となって運営。	
	ふれあい会話交流、閉じこもり予防、介護予防、生き	
	がい作り等を目的とする。	
	【こども食堂】	子育て世代包括
	地域住民やボランティアの皆さんが主体となって、市	支援センター
	内各地で食を通じた子どもの安全な居場所の提供と、	
	地域の子どもからお年寄りまで気軽に集える場所とし	
	て、こども食堂が運営されています。	
相談支援体制の充実	【高齢者や生活困窮者等への相談支援体制の充実】	いきいき健康課
とわかりやすい情報	地域包括支援センターや消費生活センターの設置、自	福祉課
提供	立相談支援事業等を実施するとともに、関係協力機関	市民課
	と連携しながら様々な相談対応や情報提供等を実施す	ほか
	る 。	
	【妊産婦や子育てをしている保護者への相談支援体制	子育て世代包括
	の充実】	支援センター
	子育てや乳幼児健康相談等相談支援事業の実施や、養	こども課
	育に係る負担軽減のための各種支援を行うとともに、	学校教育課
	関係各課や関係機関との連携を図る。	ほか
乳幼児発達相談支援	【乳幼児発達相談事業】	子育て世代包括
	発達に支援を必要とするなど、育てにくさのある乳幼	支援センター
	児を対象に、発達相談員による相談を実施。関わり方	
	の助言や今後の見通しを示すことで、保護者が前向き	
	に子育てできるように支援する。	
支援者への支援	【市職員への福利厚生事業】	職員課
	様々な相談対応を行う職員の健康診断やメンタルヘル	
	スに関する研修を実施し、市民の支援者となる職員の	
	心身面の健康管理に努める。	

5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2016年(平成28年)4月に改正された「自殺対策基本法」では、学校が児童生徒に対し、保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが努力義務として明記されました。更に、2017年(平成29年)7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」では「子ども・若者の自殺対策を更に推進す

る」ことが当面の重点施策に追加され、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進に加えて、子どもの貧困対策やひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、子どもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等の必要性が示されています。

子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていく上で極めて重要な取組です。

橋本市では、保護者や関係者と連携しつつ、SOSの出し方に関する教育や自殺リスクの早期発見に努め、包括的な支援を推進していきます。

取組	内容	担当課等
SOSの出し方に関	【SOSに気づき、寄り添うための体制づくり】	学校教育課
する教育の実施	自殺予防に関する校内研修を実施し、教職員の指導力	(教育相談セン
	向上を図る。	ター)
	【SOSの出し方教育の実施】	和歌山県
	様々な困難やストレスに直面した時に信頼できる大人	学校教育課
	や相談機関にSOSが発信できるよう実践的な教育や相	(教育相談セン
	談窓口の周知を行う。	ター)
	【いのちを育む授業の実施】	子育て世代包括
	市内小中学生に「いのちを育む授業」を通して、いの	支援センター
	ちのルーツを伝え、命の誕生からどのように成長して	学校教育課
	いくのかを視聴覚教材や胎児人形等を利用して、命の	
	尊さについて学ぶ機会を提供し、自らの命の大切さと	
	生きるということの意味を確認し、周りを思いやる心	
	を育む。また悩んだ時には相談できるように、体験	
	型の授業を実施する。	
	【関係者への支援】	学校教育課
	児童生徒の養育に係る保護者や地域で支える関係者へ	(教育相談セン
	の支援を行う。	ター)
	【教育相談事業】	学校教育課
	不登校や課題のある子どもやその保護者、教職員への	(教育相談セン
	相談や対応を通しての支援。	ター)
	すべての児童生徒及び当該児童生徒への予防的支援に	
	ついて、学校(教職員・SC)と連携して行う。	
SOSの出し方に関	【いじめ防止対策推進事業】	学校教育課
する教育を推進する	橋本市いじめ防止基本方針により、いじめ防止対策を	(教育相談セン
ための連携の強化	計画的に実施し、各種団体の連携を図る。	ター)

3 重点施策

橋本市では、2015年(平成27年)から2019年(令和元年)の5年間で56人(男性42人、女性14人)が自殺によって亡くなっています。30歳~59歳の男性が多く、自殺者全体の約41%を占めています。自殺に至る動機については、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」となっており、仕事を持つ働き盛り世代に対する対策が必要です。また、60歳以上の人が21人で、全体の37.5%という高い割合を占めており、高齢者に対する対策も課題となります。

自殺総合対策推進センターが、2012年(平成24年)から2016年(平成28年)までの、橋本市における自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」でも、「健康問題」、「家庭問題」、「経済・生活問題」が課題として示されており、本計画においては、これらのハイリスク群への支援に焦点を絞り、優先的な課題として取り組む施策をまとめています。

1) 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

国の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりがよりよい将来の展望を持ち得るようにする。」ことが挙げられています。有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるわけではありませんが、配置転換や職場での人間関係、業績不振などの問題をきっかけに、退職や失業、生活困窮や多重債務、家庭不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まることも想定されます。自殺へと追い込まれる過程において、勤務・経営問題が少なからず影響を及ぼす可能性が考えられ、問題を抱える人が、適切な相談や支援先につながることができるよう、体制の強化や相談窓口の周知などについて積極的に取り組んでいきます。

取組	内容	担当課等
職場(市内企業等含	職場等を通じて、メンタルヘルスに関する情報提供を	和歌山県(橋本
む) におけるメンタ	行うとともに、相談体制の充実を図る。	保健所)
ルヘルス対策の推進		職員課

2) 高齢者に関わる自殺対策の推進

高齢者は比較的閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤独・孤立に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域福祉力の強化などの施策と連動した事業を展開する必要があります。高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援が大切です。

橋本市では、地域の実情を踏まえ、行政や民間事業者のサービス、支援等を適切 に活用し、生きることの包括的支援としての施策を推進します。

取組	内容	担当課等
包括的な支援のため	健康・医療・介護・生活などに関する関係機関や団体	いきいき健康課
の連携の推進	等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備する。	福祉課
		介護保険課
		ほか
要介護者に対する	要介護者に対する支援のため、福祉タクシー券、紙お	いきいき健康課
支援	むつ給付券、訪問理髪サービス券を交付することによ	福祉課
	り、要介護者に対して介護負担の軽減をすることで、	
	心中や殺人、自殺につながるリスクを軽減する。	
高齢者の健康不安に	地域ふれあいサロン団体、げんきらり〜自主運営教	いきいき健康課
対する支援	室、いきいき百歳体操教室等を通じて、健康に不安を	
	抱えている人の相談を受け、地域包括支援センターや	
	担当課につなぎ支援する。	
居場所づくりや生活	【地域ふれあいサロン事業】	いきいき健康課
支援の充実	地域の高齢者等の助け合いを目的としたボランティア	
	グループおよび地域住民が主体となって運営。ふれあ	
	い会話交流、閉じこもり予防、介護予防、生きがい作	
	り等、安心して過ごせる「居場所」づくりに取り組	
	む。	
社会参加の強化と	高齢者の団体に対し、年間4回程度、フレイル予防、	いきいき健康課
孤独・孤立の予防	認知症予防等の講座(介護予防教室)を開催し、団体	
(介護予防教室)	への普及啓発を実施している。	
権利擁護業務	高齢や認知機能の低下により判断能力が十分でない方	いきいき健康課
	の権利を擁護するために、関係機関と連携して支援す	福祉課
	ි	
	市長申立てに至る方は、身寄りのない方や身内と何ら	
	かの原因で疎遠になっている方もおり、孤独なケース	
	もあるため、自殺のリスクが高い方も含まれ、支援に	
	つなぐための機会、接点となりうる。	
ひとり暮らし高齢者	地域の独居高齢者の名簿を作成し、見守り活動を行う	いきいき健康課
見守り支援	関係団体と連携し、安否確認を行う。	

3)生活困窮者に関わる自殺対策の推進

生活困窮者の背景として、虐待、依存症、健康問題、介護、多重債務、労働など 多様な問題を複合的に抱えることが多く、自殺リスクが高い傾向にあります。生活 困窮者対策は、生活困窮者自立支援対策担当部門と自殺対策担当部門の連携が求め られ、橋本市でも関係部局が連携し、包括的な支援を図る必要があります。

取組	内容	担当課等
相談支援の推進	【窓口相談及び市民相談・消費生活相談事業】【自立	市民課
	相談支援事業】	福祉課
	生活困窮や消費生活トラブル、多重債務者等が相談で	
	きる場として、各種窓口相談を実施する。	
	また、様々な問題に対して弁護士相談など専門家の相	
	談を実施する。	
居場所づくりや生活	【安心して過ごせる「居場所」づくり】	いきいき健康課
支援の充実	地域の高齢者等の助け合いを目的としたボランティア	
	グループおよび地域住民が主体となって運営。	
	ふれあい会話交流、閉じこもり予防、介護予防、生き	
	がい作り等を目的とする安心して過ごせる居場所づく	
	りに取り組む。	
	【養育に係る負担軽減に向けた支援】	学校教育課
	経済的な理由で就学が難しい児童生徒の保護者に対し	
	て給食費免除や学用品費等の費用を援助する。	

4 生きる支援の関連施策(一覧)

橋本市において、既に実施している様々な事業を「生きることの包括的な支援」 としての視点で捉え、自殺対策とも連携していけるよう分類しまとめたものです。

担当課	事業名	内容
職員課	職員福利厚生事	【職員健康管理】【職員労働安全衛生】
	業	定期健康診断の実施や人間ドックの助成、ストレスチェ
		ックの実施や高ストレス者への個別面談、産業医面談、
		メンタルヘルス相談窓口の設置等により、職員の心身の
		健康管理を行う。
職員課	職員研修事業	市民サービスの向上を目的に、職員の意識啓発や資質向
		上につながる様々な研修を実施している。

市民課	消費生活相談事	消費生活センターを設置し、消費生活上のトラブルを抱
	業	える市民に対し、相談窓口を設け助言や斡旋を行うこと
		で、トラブルの解決を図る。
		相談体制:相談員2名
		開所日時:毎週月曜日~金曜日(祝祭日を除く)
		午前8時30分~午後5時15分
		啓発資料の配布や出前講座の実施により、消費者被害の
		未然防止・拡大防止に努める。
市民課	無料法律相談事	法律上のトラブルを抱える市民に対し、専門家への相談
	業	機会を提供するため、和歌山弁護士会と契約を結び、無
		料法律相談会を実施する。
市民課	多重債務等無料	和歌山県司法書士会と協定を結び、多重債務等の問題を
	相談事業	抱える市民に対し、専門家への相談の機会を確保する。
市民課	くらし応援隊	くらし応援隊養成講座を実施することで、地域における
	(消費生活サポーター)	啓発活動や見守り活動を担う人材育成を図る。
	養成事業	
市民課	各種届出時庁内	ライフステージ(死亡、出生、婚姻、離婚)や住所変更
	手続き案内	の届出時に手続き事項一覧表を配布する。
福祉課	自殺予防対策事	【普及啓発事業】
T田T山木		
1田1140本	業	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気について
田田本		行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気について の知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレッ
T田T止水		行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気について の知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレッ ト等を配布(設置)する。
T田江山本		行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気について の知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。 市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスタ
T田江山本		行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。 市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。
	業	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。 市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。 人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。
福祉課	業 自立相談支援事	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。 市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。 人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。
	業	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援
	業 自立相談支援事	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談
	業 自立相談支援事	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。 市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。 人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。 生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援事業」、家計の状況を「見える化」するなど家計の
	業 自立相談支援事	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。 市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。 人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。 生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援事業」、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高め
福祉課	自立相談支援事業	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援等業」、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援をする「家計改善支援事業」などを行う。
	業 自立相談支援事	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援事業」、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援をする「家計改善支援事業」などを行う。障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に
福祉課	自立相談支援事業	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。 市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。 人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。 生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援等業」、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援をする「家計改善支援事業」などを行う。 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のために必要な
福祉課	自立相談支援事業	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援事業」、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援をする「家計改善支援事業」などを行う。障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のために必要な援助について関連機関につなげる。
福祉課	自立相談支援事業	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援事業」、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援をする「家計改善支援事業」などを行う。障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のために必要な援助について関連機関につなげる。自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネット
福祉課	自立相談支援事業	行政や関係機関の窓口等に自殺予防や心の病気についての知識の普及啓発、相談窓口の周知のためのパンフレット等を配布(設置)する。市内施設等に自殺予防啓発パンフレットの設置やポスターを掲示する。人材養成のためのゲートキーパー研修を開催する。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等を実施する「自立相談支援事業」、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援をする「家計改善支援事業」などを行う。障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、権利擁護のために必要な援助について関連機関につなげる。

福祉課	民生委員児童委	民生委員児童委員の選任、退任及び活動促進に係る事務
	以工安良儿里安 員活動事業	大工安兵九里安兵の歴化、歴化及び加勤促進に派る事物 を行う。
	吳心助尹未 	そ13 2。 民生委員児童委員活動の充実と強化を図るため、民生委
		民主安貞児里安貞活動の冗美と強心を図るため、民主安員開業委員協議会に対し助成を行う。
455 ± 1. = 10	サ ば四等の内状	7 (7 S = 5) (15 S S 5) (15 S S 5) (15 S S 5)
福祉課	生活保護の実施 	生活保護法に基づき、就労可能な被保護者にはケースワ
		ーカー及び就労支援員が関わり、自立生活を営めるよう
		支援します。また、要保護者に対して、必要な指導、支
		援、扶助費の支給を行う。
いきいき健康課	避難生活短期宿 	虐待を受けている者や小規模災害発生時に在宅生活維持
	泊事業	が困難であると判断された者に、一時的な避難生活の場
		を提供することで生活の安定を図り相談体制が確保でき
		ි
いきいき健康課	高齢者等見守り	認知症等により出かけたまま戻れない方を介護する家族
	安心ネットワー	介護者の介護負担軽減と万が一の際の早期発見を行う仕
	ク事業	組みがあることによって介護疲れや悩みによる自殺を防
		止する。
いきいき健康課	認知症支援推進	医師、作業療法士、介護関係者等により、認知症支援に
	検討会	ついての検証や情報交換を行い、よりよい認知症本人や
		家族介護者支援につなげていくことにより自殺を防止す
		ర .
いきいき健康課	地域ケア研修会	虐待や認知症についての研修会を行い、基本的な知識の
		習得や連携づくりを行うことにより、より良い家族介護
		者支援につなげる。
いきいき健康課	地域包括支援セ	様々な生活課題を抱えた方々の総合相談支援窓口として
	ンター運営事業	機能する中で、悩みや負担感等による精神的な落ち込み
		を緩和し、安心感に変えていくことにより自殺等へ至ら
		ないようにする。
子育て世代包括	いのちを育む授	市内小中学生に「いのちを育む授業」を通して、いのち
支援センター	 業	のルーツを伝え、命の誕生からどのように成長していく
		のかを視聴覚教材や胎児人形等を利用して、命の尊さに
		ついて学ぶ機会を提供し、自らの命の大切さと生きると
		いうことの意味を確認し、周りを思いやる心を育む。ま
		た悩んだ時には相談できるように、体験型の授業を実
		施する。
子育て世代包括	 乳児全戸訪問事	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
支援センター	業	担当保健師に報告し、気がかりな家庭には保健師より連
		絡を入れる。
		中ロビアバリンの

子育て世代包括	妊婦・新生児訪	気がかりな妊婦、第1子及び第2子以降は希望者に、保健
支援センター	問事業	師もしくは助産師が訪問し、悩みや不安を聞き取った
		り、子どもの発育発達の確認及び育児指導を実施。
子育て世代包括	ママパパ教室	産前から産後にかけて、夫婦で参加する教室を開催す
支援センター		ි
		参加者同士の交流や情報交換、助産師や保健師による講
		話や実習を行い、妊娠や出産、育児に対する不安や疑問
		を軽減することで、マタニティーブルーや産後うつにつ
		いての啓発を実施している。
子育て世代包括	母子健康手帳交	母子健康手帳交付時、保健師が面談しアセスメントする
支援センター	付事業	ことで、精神科受診歴等を把握し、リスクが高い妊婦へ
		の早期の対応を行なっている。また、妊婦健診の補助に
		より、産科とも連携がとれ、必要な時には早期介入がで
		きる。また、子育てガイドブックを配布し、周産期に起
		こりやすい心の変調や相談場所について啓発を行なって
		いる。
子育て世代包括	離乳食・歯磨き	専門職による指導や相談を行なうことで、子育ての心配
支援センター	教室	や不安の軽減を図る。
子育て世代包括	ショートスティ	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労など
支援センター	事業	の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合
		に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児
		童及びその家族の福祉の向上を図る。
子育て世代包括	母子生活支援施	離婚した母子やDVにより避難した方の母子生活支援施
支援センター	設措置費	設への入所を実施する。入所施設の運営費を扶助するこ
		とで、自立に向けた生活支援を行う。
子育て世代包括	家庭児童相談員	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の
支援センター	設置事業	向上を図るための相談、指導を行う家庭相談員を配置す
		る。
いきいき健康課	健康相談事業	栄養や歯など健康全般の来所相談を実施し、健康に関す
子育て世代包括		る不安の軽減と健康寿命の延伸を支援する。
支援センター		
こども課	ファミリーサポ	ひとり親や支援者のいない保護者に対し就労時等の子育
	ートセンター事	て支援を行うことにより、経済的な面で支えになる。ま
	業	た、孤立しがちな生活に提供会員が関わることで、孤独
		や不安に気づき、寄り添うことができる。
こども課	ひとり親家庭ア	ひとり親が、就労時に子育て支援を受けた際の費用を助
	シスト事業	成するとともに、定期的に担当者や提供会員とのやり取
		りをする中で関わりを持つことができる。
l .		1

こども課	地域子育て支援	子育て世代の保護者が、子育てに関わる悩みや不安をひ
	拠点事業	とりで抱えることがないよう、いつでも訪れることがで
		きる場の提供。専門的な職員の関わりの中で、支援が必
		要な場合は適切な機関につなぐことで見守りができる。
こども課	母子家庭等自立	ひとり親で安定した収入が無く不安な生活を送らないた
	支援給付金事業	めに、資格取得に向けて相談をする中で不安の解消と、
		必要な情報の提供により適切な資格取得につなげる。
		高等職業訓練促進給付金等事業
		自立支援教育訓練給付金事業
こども課	児童扶養手当の	ひとり親家庭の経済的支援と共に、現況の聞き取りなど
	支給	の延長で相談窓口として意識をしてもらう。
こども課	ひとり親家庭医	ひとり親家庭の経済的支援と共に、現況の聞き取りなど
	療費助成事業	の延長で相談窓口として意識をしてもらう。
こども課	特別児童扶養手	一定の障がいを抱える子どもを養育する保護者の経済的
	当の支給	支援と共に、必要な相談窓口など、専門的な職員の関わ
		りにつなぐことができる。
こども課	母子父子自立就	ひとり親の就労に係る相談を受けて、求職活動に同行す
	労支援事業	ることなどで、経済的な自立に向けた支援と、孤立しが
		ちな失業期間の不安に寄り添うことができる。
こども課	親子サークル	子育て世代の保護者が、子育てに関わる悩みや不安をひ
子育て世代包括	あかちゃんひろ	とりで抱えることがないよう場の提供と相談等、子育て
支援センター	ば	支援事業を開催する。
	8ヶ月あそびの	親子サークルは補助金支出のみにて活動は各地区公民館
	教室	で実施している。
	ハイハイヨチヨ	
	チタイム	
	双子三つ子を育	
	てる親の交流会	
こども課	乳幼児・小中学	子育て中の保護者への経済的な負担の軽減を図る。
	生医療費助成	
I	l 	1
	ひとり親家庭医	
	ひとり親家庭医 療費助成	
こども課		発達支援を必要とする児童の福祉の増進。対象児童の発
こども課	療費助成	発達支援を必要とする児童の福祉の増進。対象児童の発 達に応じた適切な保育・療育を提供する。
こども課	療費助成 児童発達支援事	
こども課	療費助成 児童発達支援事 業(たんぽぽ園・	
	療費助成 児童発達支援事 業(たんぽぽ園・ つくしんぼ園)	達に応じた適切な保育・療育を提供する。

_ 1	11 11 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
こども課	公立・私立保育	保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育の実施、子
	園、こども園等	育てに関する相談・助言等を行う。
	での保育の実施	
こども課	保育園運営費保	督促状等を送付し滞納者への保育料の納入を促し、納付
	護者負担金等納	が困難な場合は分納誓約、また児童手当の充当等により
	入促進	負担のない納付を促進する。
学校教育課	適応教室運営事	学校への適応が難しい児童生徒が、教室復帰できるよう
(教育相談セン	業	支援する。
ター		不登校の子どもは家庭も様々な問題や自殺リスクを抱え
		ている可能性もある。そうしたリスクに対して学校や福
		祉等の専門機関とも連携して支援を行う。
学校教育課	学校図書館担当	橋本市内小中学校に学校司書を配置することで、命や健
	職員(学校司	康に関する図書を紹介する。
	書)配置事業	
学校教育課	学級経営充実事	学級の状態や児童生徒の心の状態を客観的に把握するこ
	業	とで、学校や学年組織として不登校やいじめ、問題行動
		等の課題解決に向けて対応する。
学校教育課	学校カウンセラ	問題行動や悩みを抱えている園児児童生徒、保護者等に
	一活用事業	適切な指導、支援が行えるよう、市内小中学校にカウン
		セラーを配置する。
学校教育課	いじめ防止対策	「橋本市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止対
	推進事業	策を計画的、組織的に実施する。
		生徒指導上の諸問題対策専門委員会を開催し、いじめや
		不登校問題の共通理解や実効性の高い対策となるよう協
		議を行う。
学校教育課	就学援助制度	橋本市立小中学校及び県立中学校に就学する児童生徒の
		皆さんが、学校で楽しく安心して勉強できるよう、認定
		基準に該当し認定された方に給食費免除や学用品費等の
		援助を行う。
		経済的な理由により就学困難と認められる小中学校の児
	助事業	童生徒の保護者に対し就学援助費を支給する。
	特別支援学校就	特別支援学校において就学する児童生徒の保護者に対
	学援助事業	し、申請に基づき予算の範囲内において就学援助費を支
		給する。
	 特別支援教育就	小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護
	学奨励事業	者に対し、経済的負担を軽減するため、世帯の所得等の
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	状況に応じて奨励費を支給する。

,	,	
青少年センター	学校警察青少年センター連絡協議会を年3回開催し、青少	
事業	年の現状について研修及び情報交換を行い、非行防止に	
	向けて理解を深める。	
安全パトロール	子どもの登下校時の安全パトロールを通じて、地域の防	
(青少年センタ	犯啓発と見守り効果を高め、子ども達の安全安心につな	
一事業)	げる。	
男女共同参画推	ワークライフバランスについての講演会を開催すること	
進事業	で、男女の役割分担意識を緩和して、男女の精神的な負	
	担を軽減して、自殺を抑制する。	
人権啓発パネル	人権ポスターの中には自殺をテーマにしたポスター等が	
展	あり展示を行う。	
女性電話相談事	女性相談員が、女性が抱える悩みに一緒に向き合い、相	
業	談支援や助言、情報提供、必要に応じた連携支援を行	
	う。	
女性電話相談員	市民等(市職員・橋本市内在住・在勤・在学者)を対象	
養成講座	とした人権課題に関連したテーマの講演会を開催する。	
	女性電話相談員が自殺の相談を受けた時などの対応につ	
	いて研修することで、相談者の自殺を抑制する。	
人権教育推進事	人権に関する学習により、市民の人権問題に対する理解	
業(市町村助成	と認識を深めるとともに、差別意識の解消を図るための	
事業)	講座等を開催する。	
納税に関する相	納税相談の際に、深刻な局面を迎えていると判断できた	
談	場合、相談先情報の案内をする。	
こころの健康相	精神科医師による予約相談を実施する。	
談	眠れない、性格が変わった、ひきこもり等のこころの悩	
こころの電話相	みやアルコールに関する問題を抱える本人や家族等から	
談	の相談に対応し、問題解決に向けて支援する。	
	事業 安(一男進 人展 女業 女養 人業事納談 こ談こ で の 電話 相 は 関 の 電話 相 は の 電話 相 は か の 電話 相 は 相 は 相 は れ に か の 電話 相 は 相 は れ に か の 電話 れ に か の 電 が の で か の 電 が の で か の 電 が の で か か の で か の	

第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制

橋本市では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、全庁的に自殺対策を推進します。また、国や県、関係機関や民間団体、企業等と連携を強化し、自殺対策における課題を明らかにし、解決に向けた事業の推進に努めます。 更に、市民一人ひとりが自殺対策の担い手として、自殺対策に関心や理解を深め、 身近な人の悩みに「気づき」、声をかけて相手に「寄り添い」、必要な相談先に 「つなぐ」ことができるよう、本計画の周知を行います。

2 相談体制

健康問題、経済問題、家庭問題等、様々な悩み事に寄り添い、問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、相談体制の充実を図ります。 また、庁内全ての窓口で相談者に寄り添った支援ができるよう、職員の対応力の向上と、迅速・確実に支援を行えるよう各課等の連携を図ります。

3 それぞれの役割について

(1) 行政の役割

住民の身近な存在として、相談窓口の充実と周知、個別支援の充実、本計画に基づく施策の実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

(2) 関係機関・団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が少な くありません。このため関係機関・団体においては、相互に緊密な情報交換を 行いながら、連携した取組を進めます。

(3)企業・事業所の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取組を一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療などへの取組を進めます。

(4)教育関係者の役割

児童・生徒の心身の健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもの自殺予防の取組を進めます。

(5) 住民の役割

身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことができるよう住民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めます。

4 計画の進捗状況の確認

本計画に掲げた各事業については、実施状況の確認を行うとともに、必要に応じて事業の見直しや新たに必要な事業を実施します。

第5章 資料

<参考資料>

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条一第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の

状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の

大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内 における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」とい う。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に 応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は 市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その 他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る 教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康 の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の 自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるもの とする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及 ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策 を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等 に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。) を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から換算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性を持って存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

〈和歌山県 自殺に関する相談窓口〉

安心して相談できる場所です

和歌山県自殺対策推進センター相談専用電話

は<u>あとライン (通話料がかかります)</u>

0570-064-556 年中無休 24時間 365日対応

和歌山県公式LINE相談

いのちのセーフティーラインわかやま

LINEの相談受付けは平日(年末年始を除く)の9時~17時 チャット形式の相談ではありませんので、すぐにお返事できません。



社会福祉法人和歌山いのちの電話協会

いのちの電話

073-424-5000 年中無休 10時~22時

0120-783-556 毎月10日は24時間相談(通話料無料)

※相談窓口は、和歌山県精神保健福祉センターホームページにも掲載しています https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/050301/050301/jisatsutaisaku.html

【その他の主な悩み別相談窓口一覧】 安心して相談できる場所です。(ひとりで抱え込ますに、お電話ください。)

	相談内容	電話番号	受付先・時間(基本、年末年始・祝日除く)
こころの	こころの健康に関する相談 (精神疾患、アルコール健康 障害、依存症、ひきこもり等)	・面談相談(予約)073-435-5194・電話相談(こころの電話)073-435-5192	和歌山県精神保健福祉センター ・面接相談 ※要予約 ・電話相談 月〜金(祝日、年末年始を除く) 9:30~12:00 13:00~16:00
	こころの相談 (精神疾患、依存症・嗜癖、 ひきこもり等)	電話: 42-5440 Fax: 42-0886	和歌山県橋本保健所 保健課 月〜金9:00〜17:45 (祝日、年末年始を除く) ※要予約
康	ひきこもり相談	33-3708 ※Eメールでの相談可	橋本市福祉課 月〜金8:30〜17:15(祝日、年末年始を除く) (窓口に来られる場合は要予約) ⊠ fukusi@city.hashimoto.lg.jp
	薬物に関する相談	42-5443	和歌山県橋本保健所 衛生環境課 月~金9:00~17:45 (祝日、年末年始を除く)
	人権全般に関する相談	073-421-7830	和歌山県人権啓発センター(人権ホットライン) 月〜金9:00〜16:00(祝日、年末年始を除く)
人権		33-1229	橋本市人権・男女共同推進室 月~金8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)
	子どもの人権についての相 談	0120-007-110 073-425-2704	子どもの人権110番(和歌山地方法務局) 月〜金8:30〜17:15
	妊娠期から出産・子育ての 悩み、困りごと総合相談 (18歳まで)	0120-583-336 33-0039	橋本市子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」 月〜金9:00〜17:00 (祝日、年末年始を除く)
子ども・若者	家庭における子育ての悩み や心配事相談(教育関連) いじめ、不登校など教育に 関する相談	32-1512	橋本市教育相談センター(杉村公園内) 月〜金9:00〜17:00 (祝日、年末年始を除く)
	若者(概ね15歳~39歳まで) の様々な悩み、問題について の相談	32-0874 ※Eメールでの相談可	若者サポートステーションWith Youきのかわ 月〜金10:00〜17:00 (祝日、お盆、年末年始を除く) ⊗https://with-you-wakayama.jp (PC専用) https://with-you-wakayama.jp/mobile/(携帯専用)

	ハドム 不然抗など地奈に		和咖啡用物态素是会,ZMCOCガノわ川
	いじめ、不登校など教育に	073-422-9961	和歌山県教育委員会・子供SOSダイヤル
	関する相談		24時間電話対応(365日対応)
	児童虐待や子ども(18歳未	073-445-5312	・和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
	満)についてのあらゆる相	42-3210	•和歌山県橋本保健所
	談		どちらも 月~金9:00~17:45
	女性電話相談		橋本市人権・男女共同推進室
		33-8525	対象者:橋本市内に在住、在勤、在学の女性
			月~金9:00~13:00(祝日、年末年始は除く)
			※女性相談員が対応します
	女性が直面する様々な悩み	42-0491	和歌山県橋本保健所
	相談	12 0 10 1	月~金9:00~17:45 (祝日、年末年始を除く)
男			和歌山県男女共同参画センター"りいぶる"相談室
女			・電話相談 (月、祝日、年末年始を除く)
共			火〜土:9:00〜20:30(受付20:00まで)
同参	田女共同会画の妹ばとなる		日:9:00~17:00(受付16:30まで)
参画	男女共同参画の妨げとなる	073-435-5246	・面接相談 ※要予約(月、祝日、年末年始を除く)
D	様々な相談		火〜土:9:00〜17:30(受付16:30まで)
V			日:9:00~16:00(受付15:00まで)
• 性			・男性のための電話相談 ※予約優先
暴			毎月第2水曜日 16:00~20:00
力	配偶者からの暴力・女性の	070 445 0700	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
	さまざまな相談	073-445-0793	9:00~21:30 (年末年始を除く)
		073-444-0099	性暴力救援センター和歌山「わかやまmine」
			・電話相談 9:00~22:00 (年末年始除く)
	性暴力を受けた被害者の相談		・面接相談 9:00~17:45
			(※要予約 土日、祝日、年末年始を除く)
			・緊急医療は22時まで (年末年始を除く)
		33-1633	橋本市介護保険課
	介護保険等についての相談		 月~金8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)
介	(高齢者福祉の総合相談)	33-3705	 月~金8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)
護	認知症に関する相談	33-3705	橋本市いきいき健康課(地域包括支援センター)
•			月~金8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
認	 わかやま認知症なんでも	0120-969-487	一般社団法人和歌山県認知症支援協会
知	電話相談		月~金10:00~15:00(祝日を除く)
症		0120-783-007	認知症コールセンター(公益社団法人認知症の人と家族
	認知症の本人や家族からの お困り相談		誠知症コールセクター (公無社団法人誠知症の人と家族 の会和歌山県支部)
			月~土10:00~15:00 (祝日、年末年始を除く)

	障がい者福祉についての相		橋本市福祉課
障がい	談	33-3708	月~金8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)
	障がい者や家族の様々な相	00.4040	橋本・伊都地域基幹相談センター(保健福祉センター内)
	談支援	33-1910	月~金8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)
	障がい者にかかる相談支援	00.4040	橋本・伊都障がい者相談支援センター(保健福祉センター内)
	(全般) 窓口	33-1910	月~金9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)
	障がい者の方の就業に関す	33-1913	伊都障がい者就業・生活支援センター(保健福祉センター内)
	る相談	33-1913	月~金9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)
仕	労働者の健康に関する相談	070 404 0000	和歌山産業保健総合支援センター(祝日、年末年始を除く)
事	(治療と仕事の両立支援)	073-421-8990	月~金8:30~17:00(※要予約)
•	WEL-88 75288 1 1		和歌山県労働情報センター(祝日、年末年始を除く)
職	労働に関する疑問、トラブル	073-436-0735	火・水・木・金16:00~20:00
場	等の相談		土・目10:00∼16:00
	消費生活に関する相談	電話:33-1227	橋本市市民課 橋本市消費生活センター
	多重債務相談	Fax: 33-1200	月~金8:30~17:15(祝日、年末年始を除く)
			橋本市市民課 橋本市消費生活センター
	消費生活相談員による相談	電話:33-1227	毎月第3火曜日 13:00~16:00 (※先着順)
			日程の詳細は広報にてお知らせします。
			市役所が休みの場合は、相談会はありません。
	法律相談会	39-7200	橋本市市民課 市民相談係(弁護士が対応)
		39 1200	毎月水曜または木曜13:00~16:00(※要予約)
生	行政相談	33-1111	橋本市市民課 市民相談係
活			毎月第4火曜 13:30~16:00 (※先着順)
	生活困窮者自立支援相談	33-3708	橋本市福祉課
			月~金8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
	外国人相談	073-435-5240	和歌山県国際交流センター
			10:00~16:00(※要予約)(水、祝日を除く)
			英語:月・火・木・金・土・日
			フィリピン語:月・木・土
			中国語:月・火・木・金・土・日
			ベトナム語:木
<u>:+</u>	借金問題に関する法律相談	073-422-5005	和歌山弁護士会(夜間無料法律相談センター)
法			金18:00~20:00 (※要予約)
律 相	契約トラブル・悪徳商法、 法的トラブルなどの相談。		和歌山県司法書士会(司法書士総合相談センター) 電話受付け時間:月~金9:00~17:00、±13:00~16:00
談	はいてリンルなどの相談。 相続など登記相談	073-422-4272	相談会場: (和歌山:毎週土曜日 13:00~16:00)
叫	(無料相談)		(橋本:毎月第二土曜 13:00~16:00)
	、 		(10分・4万和一工唯 10.00/10.00/

	法的トラブルに関する総合案	050 0000 5457	法テラス和歌山 (※要予約)
	内、情報提供、経済的にお	050-3383-5457	月~金9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)
	困りの方への無料法律相談	0570-078374	法テラスサポートダイヤル
	や裁判費用等の立替制度の	(全国共通ナビダ	月~金9:00~21:00
	ついてのご案内	イヤル)	土9:00~17:00 (日、祝日、年末年始を除く)
さ	暮らしの中で困っているこ		一般社団法人 社会的包摂サポートセンター
ま	と(生活困窮者、高齢者、	0120-279-338	よりそいホットライン (24時間相談)
ざ	外国人、セクシュアルマイ	(フリーダイヤル)	
ま	ノリティ、DV、性暴力、障		
な	がい者、ホームレス、多重	聴覚障がい者用 Fax	
問	債務者など)に自殺を考え	03-3868-3811	
題	るほど思い悩んでいる方		

[※]この情報は、令和3年1月現在のものであり、今後変更される場合もあります。 最新情報及び詳細については、関係機関にお問い合わせください。

橋本市自殺対策計画

発行日 2021 (令和3) 年3月

発行・編集 橋本市 健康福祉部 福祉課